

## 建設業労働環境改善等助成金交付要綱

令和7年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 建設業労働環境改善等助成金（以下「助成金」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「主たる営業所」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たるもの（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない団体若しくは財団をいい、「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。
- (3) 「建設労働者」とは、建設事業に従事する労働者をいい、経理、営業等に従事する労働者を含まないものとする。なお、建設事業の範囲は、建設業法別表第一の下欄に掲げるものとする。

### (目的)

第3条 この助成金は、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善等に取り組もうとする県内の中小建設業者に対し、その経費の一部を助成することにより、県内の建設業の担い手確保を促進することを目的とする。

### (助成金の交付)

第4条 前条の目的を達成するため、職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等（以下「助成事業」という。）に取り組む者（以下「助成対象事業者」という。）に対し、これに必要な経費のうち、助成金の対象として県が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 前項の助成対象事業者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主を除く。
  - (1) 建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主であって、県内に主たる営業所を有する者であること。
  - (2) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
  - (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者

に係る求人を実に行っていること。

(4) 県税の滞納がないこと。

(5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(助成対象経費等)

第5条 助成対象経費の区分、助成率及び交付額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する助成事業は、交付の対象外とする。

(1) 当該年度の1月末日までに完了しない事業

(2) 規則第3条第1項の申請書の提出時において既に着手されている事業

(3) 同一の年度において既に助成金の交付の決定を受けた者が行う事業

(4) 他の助成金等の交付を受けて行われる事業

(助成金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第1-1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める期日とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内とし、別記様式第2号による取下届出書を知事に提出するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 助成を受ける者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定を受けた事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きの軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 助成金の増額を伴う変更

(2) 助成金の20%を超える減額を伴う変更

(3) 整備する施設の種類又は規模の変更(減少又は縮小を除く。)を伴う変更

(事業の中止及び廃止)

第9条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了後30日以内又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(調査等への協力)

第11条 助成事業者は、知事が助成金の交付目的の達成状況を検証するため必要があると認めるときは、助成事業の完了後も、知事の求めに応じ建設労働者の雇用状況等に関する調査に協力しなければならない。なお、前条の実績報告書及び調査に対する報告の内容については、建設業の担い手確保の取組促進に向けて、県の広報活動(広報紙、ホームページ、SNS等)において活用する場合がある。

(財産の管理等)

第12条 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 知事は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を知事に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第13条 取得財産等のうち、規則第22条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条ただし書きの規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めるとおりとする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第14条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、助成金の支払日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

助成対象経費の区分	助成率	交付額（上限額）	
<p>1 労働環境改善経費</p> <p>助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設若しくは設備<sup>※1</sup>又は備品<sup>※2</sup>の新設、増設若しくは改修又は購入に要する経費</p> <p>(1) 女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）</p> <p>(2) 熱中症対策・防寒備品等（大型冷風機・暖房器具等）</p> <p>(3) その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの</p> <p>※1 新築・増築（作業場の拡張）に係る施設等を除く。</p> <p>※2 付属品等を含み、総額10万円以上であるものに限る。また、公共工事において積算に含まれるもの及び発注者と受注者の協議により発注者の負担で現場に設置されるものを除く。</p>	1 / 2	左の助成対象経費（実費相当額）に助成率を乗じた額又は上限50万円のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	
<p>2 資格取得経費</p> <p>助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費（受講料、教材費、旅費等）</p>			
<p>3 現場見学会等開催経費</p> <p>助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費（広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者旅費等）</p>			
<p>4 建設事業の生産性向上に関する講習会経費</p> <p>助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費（受講料、自社開催時の講師謝金、教材費等）</p>			

注 すべて、消費税及び地方消費税を除く。

建設業労働環境改善等助成金交付申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(申請者)  
郵便番号  
所在地/住所  
商号/名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

建設業労働環境改善等助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

常時雇用する労働者数	人 (女性 名、男性 名)
助成対象経費	円
交付申請額	円

【添付書類】

(共通)

- ア 誓約書 (様式第 1 - 2 号)
- イ 事業計画書 (別紙 1) 及び所要額調書 (別紙 2)
- ウ 会社案内又は会社概要 (資本金及び従業員規模がわかるもの)
- エ 実施予定事業に係る見積書の写し (広島県内に本社を置く複数の事業者から見積りを徴取すること。困難な場合は、その理由書を添付すること。)
- オ 県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を行っていることがわかる書類 (ハローワークの求人票又は広島県求人情報サイトの採用ページの写し等。交付決定後に求人活動を行う場合は、誓約書を添付すること。)

(労働環境改善に資する事業のみ)

- カ 当該事業を実施する場所の位置図
- キ 事業実施前の状態が分かる写真
- ク 整備内容がわかる書類 (施設・設備の構造・仕様等を示した図面・カタログ等)

## 事業計画書

事業所名			
所在地			
現状・課題			
事業の 目的			
事業実施 計画			
実施 予定 期間	事業着手予定日（注1）	令和	年 月 日
	事業完了予定日（注2）	令和	年 月 日

（注1）「事業着手予定日」は、申請日から起算して14日以上を経過した日とすること。

ただし、実際の着手は、県の交付決定日以降とすること。

交付決定日以前に発生した経費は助成対象とならないので注意すること。

（注2）「事業完了予定日」は、令和8年1月31日以前の日とすること。

所要額調書

事業内容 (施設又は設備の種類・数等)	実施区分	総事業費 (A)	収入予定額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	助成対象経費 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	上限額 (G)	補助所要額 (H)
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
計		円	円	円	円	円	円	500,000円	円

- (注) 1 すべて、消費税及び地方消費税を含めないこと。  
 2 (E) 欄には、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 3 (F) 欄には、(E) に別表で定める助成率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。  
 4 (H) 欄には、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式第1-2号

## 誓約書

令和 年 月 日

広島県知事 様

営業所所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

建設業労働環境改善等助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき交付申請をするにあたり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 本事業で助成対象とする経費が、広島県、国及び独立行政法人等の助成事業と重複していないこと。
- 2 広島県税について、未納の徴収金がないこと。
- 3 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。

様式第2号

建設業労働環境改善等助成金交付申請取下届出書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)  
郵便番号  
所在地/住所  
商号/名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

令和 年 月 日付け指令建産第 号で交付決定通知のあった標記助成金の交付申請を、次のとおり取り下げることとしたので、建設業労働環境改善等助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

【交付申請の取下理由】

様式第3号

建設業労働環境改善等助成金変更承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)  
郵便番号  
所在地/住所  
商号/名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

令和 年 月 日付け指令建産第 号で交付決定通知のあった標記助成金の事業内容等を変更したいので、建設業労働環境改善等助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 変更内容 (変更の場合)

変更前	変更後

【添付書類】

- 1 変更後の事業計画書及び所要額調書
- 2 変更内容に係る関係書類

様式第4号

建設業労働環境改善等助成金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

（申請者）  
郵便番号  
所在地／住所  
商号／名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

令和 年 月 日付け指令建産第 号で交付決定通知のあった標記助成金の事業を中止（廃止）したいので、建設業労働環境改善等助成金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 事業の概要

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の時期

様式第5号

建設業労働環境改善等助成金実績報告書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)  
郵便番号  
所在地/住所  
商号/名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

令和 年 月 日付け指令建産第 号で交付決定通知のあった標記助成金に係る助成事業が完了したので、建設業労働環境改善等助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業に要した経費

(1) 助成対象経費 金 円  
(2) 助成金額 金 円

2 助成事業の成果

別紙のとおり

3 助成事業に係る収支の状況

別紙のとおり

【添付書類】

- ア 事業実績報告書（別紙1）及び所要額調書（別紙2）
- イ 実施内容がわかる書類（施設・備品の写真、資格者証の写し、現場見学会の写真等）
- ウ 費用の内訳がわかる書類（請求内訳書等の写し）
- エ 費用の支払いが確認できる書類（領収書等の写し）
- オ （申請時に未提出の場合）県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を行っていることがわかる書類
- カ 口座振替依頼書（様式第6号）

## 事業実績報告書

事業所名					
所在地					
事業実施内容					
実施成果 (プルダウンから選択)					
	(自由記述) ※新規採用や問い合わせの増加に繋がった場合はその件数も記載				
実施期間	事業着手日(注1)	令和	年	月	日
	事業完了日(注2)	令和	年	月	日

(注1) 「事業着手日」は、必ず助成金交付決定日以降の日とすること。  
(交付決定日以前に発生した経費は助成対象となりません。)

(注2) 「事業完了予定日」は、令和8年1月31日以前の日とすること。

所要額調書

事業内容 (施設又は設備の種類・数等)	実施 区分	総事業費 (A)	収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	助成対象経費 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	上限額 (G)	補助所要額 (H)
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
				円		円			
計		円	円	円	円	円	円	500,000円	円

- (注) 1 すべて、消費税及び地方消費税を含めないこと。  
 2 (E) 欄には、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 3 (F) 欄には、(E) に別表で定める助成率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。  
 4 (H) 欄には、(F) 欄の合計額と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

口 座 振 替 依 頼 書

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者名

広島県から私に支払われる下記1の支払は、下記2の預金口座へ振替えてください。

1 支払金の内容

建設業労働環境改善等助成金

2 振替先預金口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	普通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

- (注) 1 金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義は、預金通帳で確認して記載してください。  
2 受領権限を委任された場合には、委任を証明する書類（委任状又は定款等）の原本を郵送してください。



様式第8号

建設業労働環境改善等助成金取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)  
郵便番号  
所在地/住所  
商号/名称  
代表者役職・氏名  
電話番号

令和 年 月 日付け指令建産第 号で交付決定通知のあった標記助成金について、財産の処分をしたいので、建設業労働環境改善等助成金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の名称及び取得した年月日
- 2 取得価格又は増加価格
- 3 処分の内容
- 4 処分の理由